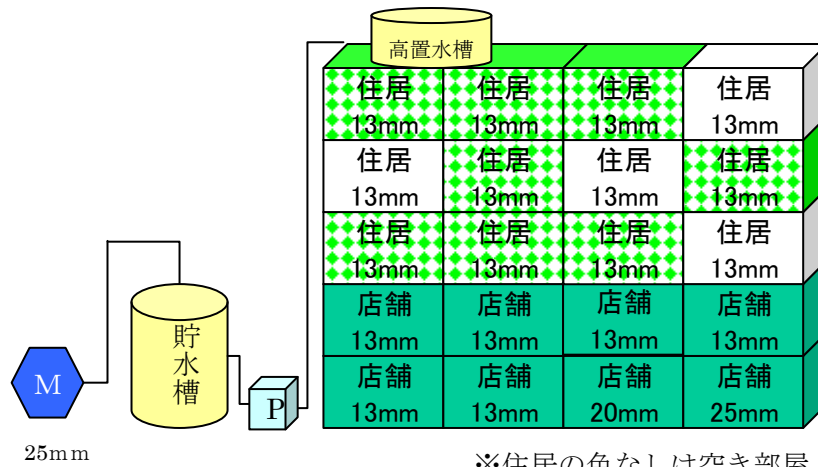


一括検針共同住宅の水道料金計算例3：住居及び店舗等が混在するビルの場合



市メーター口径	25mm
用途	家事以外の用 (*1)
算定口径・戸数	《住居部分》 私設メーター口径13mm×8戸 《店舗部分》 私設メーター口径25mm×1事業場(*3) (*2) (1戸)
使用水量 (市メーターで計量)	400m <sup>3</sup>

\*1 口径25mm以下の市メーターから住宅と店舗など2つの用途に給水している場合、2か月の全体の使用水量が60m<sup>3</sup>以下は家事用、61m<sup>3</sup>を超える場合は家事以外の用となります。このビルの使用水量は400m<sup>3</sup>ですので用途は家事以外の用となります。(市メーター口径が40mm以上の場合は、使用水量に関係なく家事以外の用となります。)

\*2 店舗部分の算定口径はそれぞれの店舗のメーター口径又は給水管の口径のうち最も大きい口径となります。

\*3 店舗・事業所等、家事以外の用に使用する場合は、複数あっても1事業場(1戸)として算定します。

1 基本料金(税抜き)を計算します。

水道料金	下水道使用料
《住居部分》 1,700円×8戸=13,600円	1,520円×9戸=13,680円
《店舗部分》 6,220円×1戸=6,220円	

2 従量料金（税抜き）を計算します。

使用水量（400<sup>m</sup>）を「各戸均等に使用した水量」（44<sup>m</sup>）×9戸と「余りの水量」（4<sup>m</sup>）に仕分けし、それぞれの料金を算出します。

「各戸均等に使用した水量」の1戸当たりの料金を計算（①）した後、戸数を乗じて算出（②）します。

次に、整数で割り切れない「余りの水量」の料金を算出（③）します。

① 1戸当たりの使用水量及び従量料金

水道料金	下水道使用料
○使用水量 $400\text{m}^3 \div 9\text{戸} = 44.44 \dots$ (44 <sup>m</sup> ) ○従量料金 ・第1段：20 <sup>m</sup> までの分 $17\text{円} \times 20\text{m}^3 = 340\text{円}$ ・第1段：21～60 <sup>m</sup> までの分 $243\text{円} \times 24\text{m}^3 = 5,832\text{円}$ <b>計6,172円</b>	○汚水排出量 $400\text{m}^3 \div 9\text{戸} = 44.44 \dots$ (44 <sup>m</sup> ) ○従量料金 ・20 <sup>m</sup> までの分 $13\text{円} \times 20\text{m}^3 = 260\text{円}$ ・21～40 <sup>m</sup> までの分 $152\text{円} \times 20\text{m}^3 = 3,040\text{円}$ ・41～60 <sup>m</sup> までの分 $188\text{円} \times 4\text{m}^3 = 752\text{円}$ <b>計4,052円</b>

② 戸数分の従量料金

水道料金	下水道使用料
$6,172\text{円} \times 9\text{戸} = \mathbf{55,548\text{円}}$	$4,052\text{円} \times 9\text{戸} = \mathbf{36,468\text{円}}$

③ 整数で割り切れない分の使用水量及び従量料金

水道料金	下水道使用料
○使用水量 $400\text{m}^3 - (44\text{m}^3 \times 9\text{戸}) = 4\text{m}^3$ 第1段の21～60 <sup>m</sup> までの分に入ります。 $\left[ \begin{array}{l} 21\text{m}^3 \times 9\text{戸} < 400\text{m}^3 < 60\text{m}^3 \times 9\text{戸} \\ (189\text{m}^3) \qquad \qquad (540\text{m}^3) \end{array} \right]$ ○従量料金 $243\text{円} \times 4\text{m}^3 = \mathbf{972\text{円}}$	○汚水排出量 $400\text{m}^3 - (44\text{m}^3 \times 9\text{戸}) = 4\text{m}^3$ 41～60 <sup>m</sup> までの分に入ります。 $\left[ \begin{array}{l} 41\text{m}^3 \times 9\text{戸} < 400\text{m}^3 < 60\text{m}^3 \times 9\text{戸} \\ (369\text{m}^3) \qquad \qquad \qquad (540\text{m}^3) \end{array} \right]$ ○従量料金 $188\text{円} \times 4\text{m}^3 = \mathbf{752\text{円}}$

3 税込みの料金を計算します。

税抜きの基本料金と従量料金の合計額に1.10を乗じ、小数点以下は切り捨てます。

水道料金	下水道使用料
基本料金          従量料金 $\{(13,600\text{円} + 6,220\text{円}) + (55,548\text{円} + 972\text{円})\} \times 1.10 = \mathbf{83,974\text{円}}$	基本使用料          従量料金 $\{13,680\text{円} + (36,468\text{円} + 752\text{円})\} \times 1.10 = \mathbf{55,990\text{円}}$

4 水道料金と下水道使用料の合計額を計算します。

$83,974\text{円} + 55,990\text{円} = \mathbf{139,964\text{円}}$